

# 八幡平市分別収集計画

( 第 10 期 )

令和4年6月

八 幡 平 市



## - 目 次 -

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み の算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

## 1 計画策定の意義

八幡平市は、岩手県北西部に位置し、岩手山、八幡平などに抱かれた、豊かな緑や良質な水、美しい景観にあふれる地域です。

快適でうるおいと安らぎに満ちた生活を営むことができる環境を創り出すため、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられてきた社会経済・ライフスタイルが見直され、環境負荷が低減された循環型社会形成への取組みが行われ始めている。今後さらに、この取組みを拡大、普及していくため、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、推進していくことが重要である。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、限りある資源を有効に利用し、最終処分量を削減し、平成24年度に建設された最終処分場の長寿命化を図る目的で、市民、事業者、行政、それぞれの役割を明確にし、すべての関係者が一体となって取り組み、循環型社会の構築が図られるよう推進するものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 現行施策を継承しつつ、より発展的な施策、制度の下での廃棄物循環型社会の構築を目指す。
- ・ 市民参加型のごみ減量とリサイクル運動を積極的に進める。
- ・ 市民、事業者、再生事業者及び行政が一体となった、ごみの排出抑制、資源化の推進を図る。
- ・ 自然環境に恵まれた市にふさわしい環境の保全を図る。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間（令和5年度～令和9年度）とし、3年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、以下のものを対象とする。

- ・ スチール製容器
- ・ アルミ製容器
- ・ ガラス製容器（無色、茶色、その他）
- ・ 飲料用紙製容器包装（アルミ使用なし）
- ・ 段ボール
- ・ ペットボトル
- ・ プラスチック製容器包装（白色トレイ・白色発泡スチロール）

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	596t	589t	582t	576t	570t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者及び行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図り推進する。

### (1) 啓発活動

- ① 広報誌、パンフレット等による啓発など、ごみの減量やリサイクルの必要性について市民への情報提供を行う。
- ② 市広報誌等により、ごみ減量化に関する情報提供を行い、排出抑制を促進する。
- ③ リターナブル容器や再生資源を原材料とした製品の積極的な活用を啓発する。
- ④ 学校などを対象としたごみ処理施設の見学、市公衆衛生組合連合会の研修会などを通じて、ごみ分別排出などの環境教育の充実を図る。
- ⑤ 「分別収集日程表」、「ごみの正しい分け方・出し方」を作成・配布し、分別収集の周知徹底を図る。
- ⑥ 市公衆衛生組合連合会と協力し、適正処理の推進、不法投棄監視活動による不法投棄防止の啓発活動に努める。
- ⑦ ごみ分別の必要性を理解してもらうため、市民や団体からの要請により、出前講座を実施し、啓発を図る。
- ⑧ ごみ分別の排出、ごみ出しマナーの徹底のため、燃えるごみ、資源ごみ（ペットボトル・雑がみ・トレイ類・危険ごみ）は指定袋、燃えないごみ、資源ごみ（缶・ガラスびん）は指定の専用カゴによる収集を実施する。また、古紙に関しては紙紐梱包による収集を実施する。

### (2) 資源ごみ集団回収事業報奨金交付制度

子供会、自治会等の非営利団体が実施している資源ごみ集団回収事業に対し、報奨金を交付することにより団体の活動を支援し、併せてごみの減量化、資源の有効利用の意識の高揚を図る。

**7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）**

本計画の分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄により定める。

また、市民の協力度、市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ 白色発泡スチロール

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	39 t		38 t		38 t		38 t		37 t	
主としてアルミ製の容器	36 t		36 t		35 t		35 t		34 t	
無色のガラス製容器	(合計) 34 t		(合計) 34 t		(合計) 33 t		(合計) 33 t		(合計) 33 t	
	(引渡額) 34 t	(独自処理額) t	(引渡額) 34 t	(独自処理額) t	(引渡額) 33 t	(独自処理額) t	(引渡額) 33 t	(独自処理額) t	(引渡額) 33 t	(独自処理額) t
茶色のガラス製容器	(合計) 114 t		(合計) 113 t		(合計) 112 t		(合計) 110 t		(合計) 109 t	
	(引渡額) 114 t	(独自処理額) t	(引渡額) 113 t	(独自処理額) t	(引渡額) 112 t	(独自処理額) t	(引渡額) 110 t	(独自処理額) t	(引渡額) 109 t	(独自処理額) t
その他のガラス製容器	(合計) 27 t		(合計) 27 t		(合計) 27 t		(合計) 26 t		(合計) 26 t	
	(引渡額) 27 t	(独自処理額) t	(引渡額) 27 t	(独自処理額) t	(引渡額) 27 t	(独自処理額) t	(引渡額) 26 t	(独自処理額) t	(引渡額) 26 t	(独自処理額) t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	2 t		2 t		2 t		2 t		2 t	
主として段ボール製の容器	130 t		128 t		127 t		126 t		124 t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 38 t		(合計) 38 t		(合計) 37 t		(合計) 37 t		(合計) 37 t	
	(引渡額) 38 t	(独自処理額) t	(引渡額) 38 t	(独自処理額) t	(引渡額) 37 t	(独自処理額) t	(引渡額) 37 t	(独自処理額) t	(引渡額) 37 t	(独自処理額) t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 2 t		(合計) 2 t		(合計) 2 t		(合計) 2 t		(合計) 2 t	
	(引渡額) t	(独自処理額) 2 t	(引渡額) t	(独自処理額) 2 t	(引渡額) t	(独自処理額) 2 t	(引渡額) t	(独自処理額) 2 t	(引渡額) t	(独自処理額) 2 t
(うち白色トレイ)	(合計) 2 t		(合計) 2 t		(合計) 2 t		(合計) 2 t		(合計) 2 t	
	(引渡額) t	(独自処理額) 2 t	(引渡額) t	(独自処理額) 2 t	(引渡額) t	(独自処理額) 2 t	(引渡額) t	(独自処理額) 2 t	(引渡額) t	(独自処理額) 2 t

**9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法**

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{容器包装算定対象廃棄物} \times \text{分別基準適合物の割合}$$

計画期間における容器包装算定対象廃棄物は、直近の平均値に人口変動率平均、容器包装算定対象廃棄物の収集量変動率平均を乗じ算出した。分別基準適合物の割合についても直近の平均値を使用した。

なお、ガラス製容器については、種類ごとに収集を行っていないため按分により算出した。

※直近の平均値、人口変動率平均、収集量変動率平均は、平成29年度から令和3年度までの5ヶ年平均値とした。

**10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）**

容器包装廃棄物の分別区分ごとの分別収集実施者は、次のとおりとする。

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や子供会など市民団体による集団回収が進んでいるものについては、引き続きこれらの団体が分別収集を実施する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	スチール製容器	缶類		
	アルミ製容器			
びん	無色のガラス製容器	びん類	市(委託業者)による定期回収	八幡平市 清掃センター
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器		市民団体等による集団回収	民間業者
紙	飲料用紙容器	紙パック		
	段ボール	段ボール		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市(委託業者)による定期回収	八幡平市 清掃センター
	その他のプラスチック製容器包装	白色トレイ 白色発泡スチロール		



## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集される容器包装廃棄物の選別、圧縮、保管を円滑に行い、資源化を推進するため、市清掃センターの施設機能の維持を図る。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理	
缶	スチール製容器	缶類	プラスチック コンテナ	パッカー車 平ボディ車	自動選別 圧縮 保管	
	アルミ製容器					
びん	無色のガラス製容器	びん類			紙紐梱包	平ボディ車
	茶色のガラス製容器					
	その他のガラス製容器					
紙	飲料用紙容器	紙パック		紙紐梱包	平ボディ車	保管
	段ボール	段ボール				
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	指定袋	平ボディ車	手選別 圧縮 保管	
	その他のプラスチック製容器包装	白色トレイ 白色発泡スチロール				溶融 保管

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 市民団体等が行う集団回収は、今後も継続して行えるよう支援していくものとする。
- ・ 行政、市民、事業者が廃棄物の排出から再生利用まで、リサイクルシステムが円滑に機能するよう、相互に協力してシステム全般の運営を図っていくものとする。
- ・ 分別排出においては、分別精度を向上させ、中間処理施設において過度の負荷がかからないよう努めていくものとする。
- ・ 本計画に掲げていない容器包装廃棄物については、現在分別収集を実施していないが、今後、分別収集品目の拡大を目指して積極的に調査、検討を行うこととする。